

京都市交通局管理規程第7号

京都市交通局職員安全衛生規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年11月15日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局職員安全衛生規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員安全衛生規程の一部を次のように改正する。

第27条各号列記以外の部分中「ため」の右に「，京都市職員の分限に関する条例（以下「条例」という。）第9条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づき」を加える。

第28条第1項中「若干名」を「15人以内」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 委員長は企画総務部長をもって充て，副委員長は職員課長をもって充てる。

第28条に次の1項を加える。

4 委員は，職員又は医師のうちから管理者が任命し，又は委嘱し，その任期は1年とする。

附 則

この規程は，公布の日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)